

< 本人確認書類一覧表 >

コピーしたもの不可。有効期限内のもの。有効期限のないものは貼付の顔写真と同一人の確認ができれば可。

戸籍関係	住民票・異動届関係・その他各種証明など	印鑑証明
＜下記の中から1つ必要＞	＜下記の中から1つ必要＞	＜下記の中から1つ必要＞
官公署発行の顔写真付き証明書	官公署発行の顔写真付き証明書	官公署発行の顔写真付き証明書
・マイナンバーカード ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード ・旅券(パスポート) ・在留カード、特別永住者証 ・船員手帳 ・小型船舶操縦免許証 ・戦傷病者手帳 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード ・写真なし住民基本台帳カード (暗証番号にて本人照合できるとき。) ・旅券(パスポート) ・在留カード、特別永住者証 ・船員手帳 ・小型船舶操縦免許証 ・戦傷病者手帳 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ・海技免状 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・宅地建物取引士証 ・運転経歴証明書 ・公立学校の顔写真付き学生証(※注) ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・教習資格認定証 ・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ・海技免状 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・宅地建物取引士証 ・運転経歴証明書 ・公立学校の顔写真付き学生証(※注) ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード ・写真なし住民基本台帳カード (暗証番号にて本人照合できるとき。) ・旅券(パスポート) ・在留カード、特別永住者証 ・船員手帳 ・小型船舶操縦免許証 ・戦傷病者手帳 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ・海技免状 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・宅地建物取引士証 ・運転経歴証明書 ・介護支援専門員証 ・公立学校の顔写真付き学生証(※注) ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳
＜上記のものがいない場合、下記の中から2つ必要＞ 「イ＋イ」または「イ＋ロ」の組み合わせで、 2つのうち1つは「氏名＋住所」または「氏名＋生年月日」がわかるものが必要	＜上記のものがいない場合、下記の中から2つ必要＞ 「ハ＋ハ」または「ハ＋ニ」の組み合わせで、 2つのうち1つは「氏名＋住所」または「氏名＋生年月日」がわかるものが必要	＜上記のものがいない場合下記「ホ」の中から1つ必要＞ 「氏名＋住所」または「氏名＋生年月日」がわかるものが必要
「イ」	「ハ」	「ホ」
・健康保険の資格確認書 ・健康保険証 ・介護保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・基礎年金番号通知書 ・年金手帳、年金証書 ・写真なし住民基本台帳カード ・医療受給者証(老人・母子家庭等・障害者・高齢障害者・子ども) ・印鑑登録証明書＋印鑑登録の印鑑(実印)を申請書に押印	・健康保険の資格確認書 ・健康保険証 ・介護保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・基礎年金番号通知書 ・年金手帳、年金証書 ・医療受給者証(老人・母子家庭等・障害者・高齢障害者・子ども) ・生活保護受給者証 ・印鑑登録証明書＋印鑑登録の印鑑(実印)を申請書に押印 ・納税通知書 ・高齢者証明書(発行: 芦屋市のもの) ・高齢者証明書に準ずるもの(芦屋市発行以外のもの、法人発行のもの) ・公共料金通知書 ・国立大学法人、私立学校の顔写真付き学生証 ・タスポ ・法人発行の身分証明書(社員証など) ・診察券	・健康保険の資格確認書 ・健康保険証 ・介護保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・基礎年金番号通知書 ・年金手帳、年金証書 ・医療受給者証(老人・母子家庭等・障害者・高齢障害者・子ども) ・生活保護受給者証 ・納税通知書 ・高齢者証明書(発行: 芦屋市のもの) ・高齢者証明書に準ずるもの(芦屋市発行以外のもの、法人発行のもの) ・公共料金通知書 ・国立大学法人、私立学校の顔写真付き学生証 ・タスポ ・法人発行の身分証明書(社員証など) ・診察券
「ロ」	「ニ」	＜上記「ホ」のものがいない場合下記「へ」の中から1つ必要＞ 氏名のわかるものが必要
・顔写真付き身分証明書 ・法人発行の顔写真付き身分証明書(社員証など) ・国や地方公共団体が発行した顔写真付き資格証明書(上記以外のもの) ・国立大学法人、私立学校の顔写真付き学生証	・写真なし住民基本台帳カード ・法人発行の身分証明書(社員証など)で氏名が確認できるもの ・診察券で氏名が確認できるもの ・キャッシュカード、クレジットカード ・預金通帳	・写真なし住民基本台帳カード ・法人発行の身分証明書(社員証など)で氏名が確認できるもの ・診察券で氏名が確認できるもの ・キャッシュカードやクレジットカード ・預金通帳
★顔写真のない各種証明書・預金通帳・診察券・クレジットカード・キャッシュカード・タスポは除きます。		

(※注) 顔写真付き、学校印あり、氏名＋生年月日か氏名＋住所が印刷されているもの(手書きは不可)に限る。→該当しない場合は2つ必要なもののうちの1つとする。

◆個人番号通知書・通知カードは本人確認書類になりません。